

19世紀オスマン帝国における遊牧民と土地

—— ヤージュ・ベディルの事例を中心に ——

江川 ひかり

問題の設定

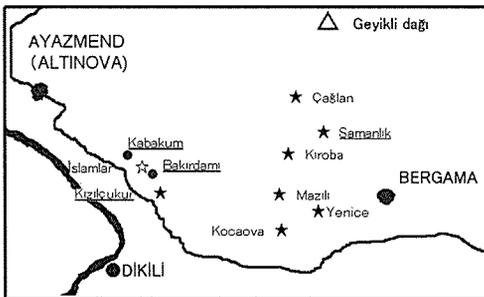
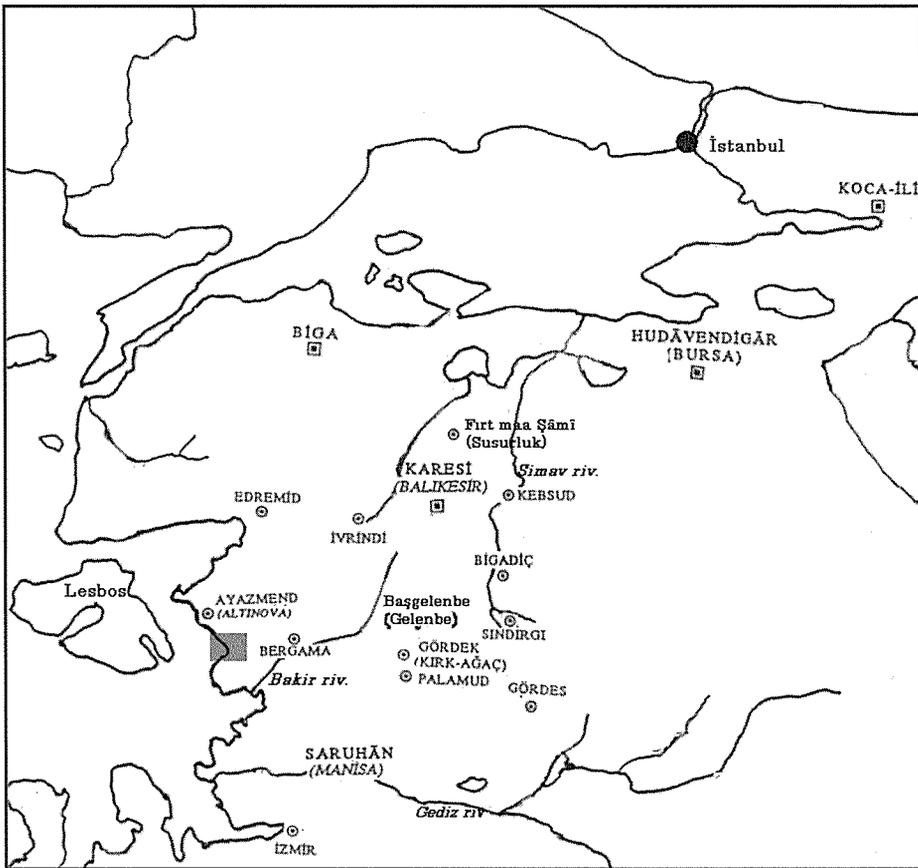
オスマン時代から今日のトルコ共和国に至る過程は、遊牧を主体とする移動生活から定住生活へとむかう長期にわたる歴史であったといえる。16世紀のアナトリアにおいて遊牧民は総人口の15～20%を占めていたと考えられ [Barkan 1957, 1970], 遊牧民は帝国の軍事・経済に重要な役割を担ってきた。同時にじゅうたんや乳製品から行動様式や倫理観に至るまで遊牧生活の諸要素がトルコ文化の基礎となっていることは明らかである。

それにもかかわらず、帝国草創期から現代にいたる遊牧民の変遷に関する歴史学研究は十分になされてきたとはいえない。この理由をイルハン・シャーヒンは、トルコの歴史学者が遊牧民よりも共和国の成立や政治・行政に関わる問題により強い関心をよせてきたためだと指摘している [Şahin 1997: 139–140]¹⁾。ただし永田雄三が、17・18世紀の地方名士の経済活動において遊牧民が果たした役割、さらにはその多くが遊牧民出身者だった義賊^{ゼイベキ}が20世紀前半の祖国解放の戦いに参加した重要性を強調する [永田 1986: 149–154; 1998: 232–234] ように、共和国の成立そのものも実は遊牧民の力に支えられていたといえよう。

従来の遊牧民に関する歴史学研究の特徴は、15・16世紀の基本史料である検地帳などを用いて特定の地域における遊牧民の人口や課税状況を明らかにした研究²⁾、あるいは帝国の軍事・行財政政策の中で遊牧民が帝国の臣民 (re'âyâ) としていかに組織され、いかなる役割を担ったか、どの地域に移住させられたかといったテーマが中心を占めてきた。そのためひとつの遊牧民グループに関してオスマン時代から現代にいたるまでの変遷を実証的に考察した研究はいまだになされていない。近年トルコ国内では、オスマン時代の遊牧民に関する

1) アナトリアおよびバルカンへのトルコ系遊牧民の移動、遊牧民に関するテュルクメンとユリェクという呼称の意味の変遷、帝国における遊牧民の役割や社会経済活動に関する基本事項は永田 1984; İnalçık 1993; Şahin 1999, 2002; Egawa & Şahin 2002 を、研究動向についてはŞahin 1997 を参照されたい。

2) 検地帳に依拠して、例えば遊牧民への課税状況 [三沢 1989] に加えて、定住し、農耕を始めている事例や移動生活をしながらか農耕する具体例 [永田 1977] などが明らかにされている。



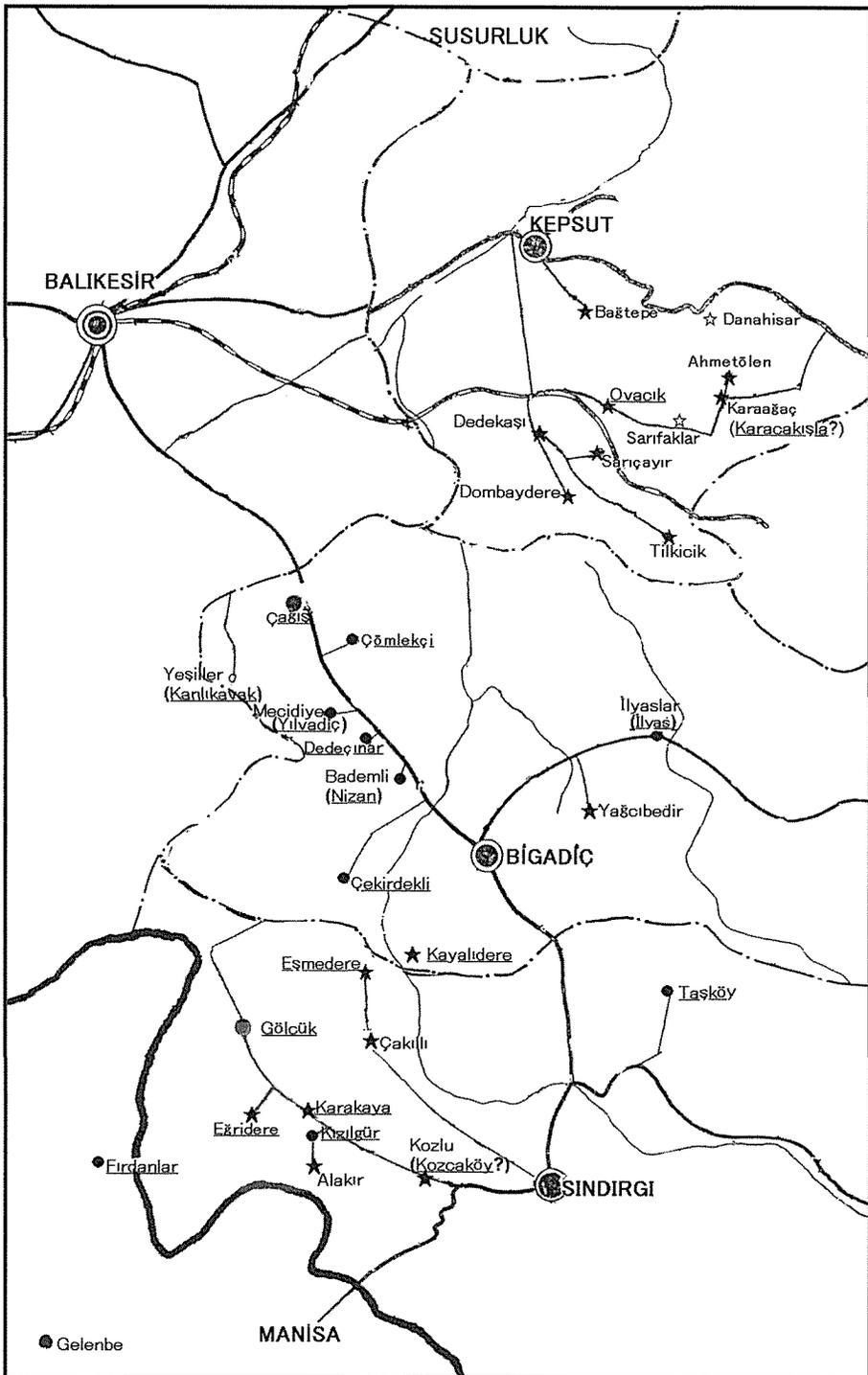
地図の凡例

— 19世紀史料に記されたヤージュ・ベディルの定住地およびその帰属する村

★ 今日のヤージュ・ベディルの村

☆ 今日、ヤージュ・ベディルが住民の一部を占めている村

* 166 Muhasebe; İl Yıllığı 1973; Köylerimiz 1928; Köylerimiz 1946; Mutaf 1995 をもとに作成



シンポジウム [Yörükler 2000] が開催されるなど、遊牧民を見直す動きがないわけではない。しかし、それらの多くは地方自治体の文化振興事業や民俗・郷土史的著作 [Dulkadir 1997; Karakeçililer 1999] に留まり、歴史学的問題視角からの実証研究はなされていない。それどころか、多くの文書史料をつかっているにもかかわらず、単に中央政府の視点のみで字義どおりに 19 世紀の定住化過程で遊牧民の一部は山賊になったと結論づける論文 [Erdönmez 1999] が活字になるありさまである。こうした事実は、一方では失われていく文化を残そうとする「ノスタルジア」と、他方では「遊牧民は遅れている」という遊牧民に対する表裏一体にあるともいえる眼差しの表われであろう。人類学においても、松原正毅によるチョシュル・ユリュックに関する人類学調査が世界的にも唯一の詳細な研究で、松原の研究成果は歴史上の遊牧民理解にも不可欠な情報の宝庫である [松原 1983 a/b, 1990]。

筆者はこれまで 19 世紀オスマン帝国における地方社会の変容を土地問題を中心に考察してきた。具体的には 19 世紀における社会経済状況を明らかにする基礎的史料である『資産台帳 (TMT)』を用いて、バルケシル郡の土地保有状況と、バルケシル郡中心都市の社会構造および都市市民の職業構成を分析した³⁾。ここで強調したことの一つは、中央政府がバルケシルを毛織物生産地と指定した理由は多くの遊牧民が当該地域で生活していたからであり、その結果彼らは羊毛の生産者として、さらには羊毛の紡ぎ手として、国家主導の産業化の波に組み込まれていったことであった⁴⁾。

以上のような考察の過程で、19 世紀における遊牧民が土地といかに関わり、定住化していったのかを明らかにすることが不可欠であると考えた。そのために筆者がシャーヒンと進めてきたヤージュ・ベディル (Yağcı Bedir) という名の遊牧民グループの歴史的変遷を明らかにする共同研究⁵⁾の一環として、本稿では、とくに 19 世紀における遊牧民と土地との関係に着目して、遊牧民がしだいに土地にしばられる環境にとりまかれ、定住していく過程を明らかにしたい。具体的には筆者は、オスマン帝国の遊牧民は 19 世紀に土地に関連する

3) 『資産台帳』の史料の性格は Kütükoğlu 1995, 比較研究は Hayashi & Aydın 2004 を、バルケシルに関する『資産台帳』の分析は江川 1997, 1998, 2004 を参照されたい。本稿で扱うバルケシル郡の台帳は 1840 年の形式にのっとった「資産」調査を中心とする台帳であるために筆者はこれまで『資産台帳』とよんできた。文字どおり「収入」調査に重きをおいた 1845 年の形式にのっとった『収入台帳』とあわせて本当該調査の背景、実施および台帳作成の経緯、記載された数値を鵜呑みにすることの危険性等の注意事項は Takamatsu 2004 を参照。

4) 遊牧民が羊毛の紡ぎ手となったことは Quartaert 1994: 900, 932 でも指摘されている。

5) 筆者とイルハン・シャーヒンとの共同研究の一部は、すでに江川 2001 および江川 2005 で口頭発表をおこない、また Egawa & Şahin 2002 にまとめられた。本稿はこれらの作業をふまえて筆者が新たに考察したものである。なおこの共同研究は、文部省科学研究費補助金基盤研究 (C) (2) (2000 年度～2002 年度課題番号 12610381) 「トルコ系遊牧民ヤージュ・ベディルに関する総合的研究」(研究代表者 江川ひかり, 海外共同研究者イルハン・シャーヒン) および、立命館大学 2003・2004 年度学術助成 (一般研究) を受けた。

三つの大きな事件に遭遇したと考えている。第1は、タンズィマート改革の開始後ただちに着手された1840年代の資産および収入調査である。この調査は、臣民の経済力の把握と収入 (temettü) 税確定を目的としておこなわれた世帯ごとの資産および収入の詳細な調査であり、遊牧民も調査の対象となった。第2は、1858年に発布されたオスマン帝国土地法(以下、「オスマン土地法」と略す)である。第3は、1860年代の定住化政策である。大きな流れをいえば、タンズィマート改革当初に意図された遊牧民の定住化は、行財政改革の進行に伴い地域差はあるがじょじょに進んでいき、1860年代のアナトリアとバルカンに派遣された視察官によって定住化政策が具体的に実行に移され、定住化が促されたといえる。本稿ではこれらの三つの事件を中心に、バルケスィル地域で生活していたヤージュ・ベディルを事例として、遊牧民と土地との関係を明らかにする。このような作業は、たんに一遊牧民の歴史を明らかにするだけでなく、オスマン帝国における遊牧民と中央政府、あるいは遊牧民と定住民との関係を問い直す事例を提示することができると思われる。

I 16世紀から19世紀初頭に至るまでのヤージュ・ベディル

ユリュック (Yürük/Yörük) とは、オスマン帝国の公文書においてレアーヤー、すなわち臣民として行政、財政、軍事機構に組み込まれた遊牧民を意味する行財政用語であった。ハリル・イナルジクは、遊牧民といっても、基本的には牧畜とごく簡単な農業とを組み合わせた生業を営んでおり、遊牧民の定住化と農業経済への順応とは長期にわたる複雑な過程をたどったと指摘している [İnalçık 1993: 110–112]⁶⁾。軍事あるいは治安維持、牧畜業とともに、遊牧民は国内および国際商業の繁栄を担ってきたことも忘れてはなるまい。ラクダを使った物資の輸送やじゅうたん製造に遊牧民は不可欠な存在であり、すでに16世紀にアナトリア産のじゅうたんがヨーロッパで珍重されていたことはルネサンス期の絵画からも知られている⁷⁾。すなわち、じゅうたんを織る遊牧民の女たちの手仕事は、ルネサンス期の国際商業と直結していたのである。総理府オスマン古文書局所蔵のオスマン史料に依拠した研究では、遊牧民グループの総数は7,000あまりであったと指摘されている⁸⁾。

本稿ではこのような遊牧民のグループであったヤージュ・ベディルの事例をとりあげる。実はヤージュ・ベディルがいつから歴史の舞台に出現し始めたのかに関する情報は確認され

6) 18世紀までの遊牧民の定住化は、Refik 1989; Orhonlu 1987; Halaçoğlu 1991を参照されたい。

7) ルネサンス期にジョットやハンス・ホルバイン(子)等の画家によって描かれたトルコじゅうたんは、じゅうたんのデザインによって、ホルバインにちなんで、ホルバインI型からIV型として分類されている [Aslanapa 1988: 33, 49–50, 61–101]。

8) この研究は遊牧民グループの名称と活動地域に関する百科事典的著作といえ、遊牧民研究には不可欠だが、出典が記載されていないという致命的な欠点がある [Türkay 2001]。

表1 ヤージュ・ベディルの名称、納税戸数および納めた弓数の変遷

年代	名称	帰属郡	納税戸	納税弓数	推定人口	文献
1530年以前	Yaycılar	Gördek	9	10	45	TD 165
1530年	Yaycılar	Gördek	11	12	55	TD 165; 166 <i>Muhasebe</i>
1575/76年	Yaycılar	Gördek	24	25	120	TD 115
1611年	Yağcı Bedir	Gördüs	—	—	—	Refik 1989: 63-64
1717/18~23年	Yağcı Bedir	Sındırgı	—	80~81	400	Mukataa 5061; Su 1938: 92-96
1721年	Yaycı Bedir/Yağcı Bedir	—	—	—	—	SS 718; Su 1938: 85-86
1723年	Yaycı/Yaycı Bedir	Sındırgı	—	—	—	Mukataa 5061; Su 1938: 92-96
1840年	Yağcı Bedirlü	Bigadiç	36	—	180	TMT 7226
1840年	Yağcı Bedir	Sındırgı	211	—	1055	TMT 7226
1844年	Yağcı Bedirlü	Başgelembe	11	—	55	ML. VRD 1012
1844年	Yağcı Bedirlü	Bigadiç	31	—	155	ML. VRD 1012
1844年	Yağcı Bedirlü	Sındırgı	154	—	770	ML. VRD 1012
1844年	Yağcı Bedirlü	Kepsud	127	—	635	ML. VRD 1012
1844年	Yağcı Bedirlü	Ayazmend	147	—	735	ML. VRD 1012
1844年	Yağcı Bedirlü	Bergama	103	—	515	ML. VRD 1012
1845年	Yağcı Bedir	Kepsud	2	—	10	TMT 8398

ておらず、彼らがもともとどの遊牧民集団 (boy) を起源としたかも確定できない⁹⁾。

管見のかぎり把握できたヤージュ・ベディルに関する名称、納税戸数および納めていた弓数の変遷を表1に示した。この詳細はすでに Egawa & Şahin 2002 で述べたのでここでは概要にとどめる。ヤージュ・ベディルは、1530年マニサの検地帳で「ギョルデキ郡に帰属するヤイジュラル遊牧民集団 *Cemâat-i Yürükân-ı Yaycılar tabii Gördek*」と記録された。弓 (yay) 作りを意味する Yaycılar は、後に Yaycı, Yaycı Bedir と併用されるようになり、17世紀以降は Yağcı Bedir が頻用されるようになる¹⁰⁾。以後戦術としての弓の重要性¹¹⁾の低下に伴い、その名称は巷間でヤイジュからヤージュへと変化したと想定される。

1530年には、納税世帯11戸が納税戸として存在しているため、人口は係数5をかけて約55人と算出される。ヤージュ・ベディルは年に1度、税として弓を現物納し、その代わりに特別税の免税措置を受けてきた。1530年の検地帳によると、「古くから9人から10の弓が徴収され、1つは人数より多く徴収された。いまでは11人になったので、旧習にしたがって12の弓」を税として納めることが記録されている。このように弓税を「古くから存

9) 現代に生きるヤージュ・ベディル出身者たちへ質問しても、彼等の起源にまつわる伝承や始祖伝説については「知らない」「聞いたことがない」という解答しか今のところはない。聞き取りの詳細は Egawa & Şahin forthcoming を参照されたい。

10) イナルジクは、18世紀初頭以前には、彼らは精練されたバターすなわち「ヤー (yağ)」を国家におさめていたので、彼らの名は「ヤージュ・ベディル」というのであろうと述べている [İnalçık 1993: 109] が、歴史的にはヤイジュからヤージュになったと考えられる。なお、表1の1611年の記録において、Refik 1989は、帰属郡名を Kördös (كوردوس) としているが、これは現 Gördes を指す別表記 Gördüs と考えられる [Akbayar 2003: 63]。

11) 17世紀中葉の公定価格を分析したキュトックオウルは、武器類の中に小銃とともに矢 (ok) と弓 (yay) を含めている [Kütükoğlu 1983: 79-80]。

在する納税戸総数より1多く」納める慣習が、いつ、どこで始まったのかに関しては現段階ではわからない。いずれにしても表1で示したように、1530年以前には9戸から10の弓が徴収されていたが、1718年から1723年には、80から81の弓が徴収され、人口は約400人に増加したと理解される。そして1723年にヤージュ・ベディルの一部は、スンドゥルグ郡に帰属するベディルリュ（Bedirlü）村に定住し始めており、同時期に弓の現物納か、それともラクダ・ヒツジやその他の諸税が課せられるべきかをめぐる当局とのやりとりが確認される。すなわち、18世紀前半の時点において、弓作りは継続していたが、重要性が低下しつつあることが推察され、より土地にしばられた生活に移行していくさまがうかがわれるのである。

II 『資産台帳』にあらわれたヤージュ・ベディル

1839年、オスマン政府はタンズィマート改革に着手した。タンズィマート改革の大きな柱のひとつは、従来の免税特権の廃止と複雑な税体系の一元化にあった。そのために臣民一人一人の資産・収入状況を明らかにするための『資産台帳』調査がなされ、遊牧民も調査対象となったことは当然の措置であった。

タンズィマート改革開始以降「オスマン土地法」発布に至るまでの土地法改革関連の記録には、遊牧民の定住化を促す意図が記されている。すなわち遊牧民諸集団も近い将来、それぞれに適した地域に移住させられて、他の定住民としてみなされ（mahâll-i münasibeye nakl ve iskân olunarak anlar dahi sair ahâli-i meskûnededen ma'dud）、その他の定住民を対象として定められる諸法規定が定住した遊牧民にも同様に適用される旨が明記された [Kanun-i Kalemiye 2-3]¹²⁾。このことから、タンズィマート改革の根幹に関わる諸議論において遊牧民に関する明確な法的決定が下されなかったことは、遊牧民の状態に関して注意が払われていなかったからだという指摘 [Orhonlu 1987: 114] もあるが、実は改革当初から、改革を推進する中枢部では遊牧民の定住化を念頭に置いていたことが理解される。例えば、アンカラ、スィヴァス、コンヤ、カレスィ（バルケスィル）県に生活していた特定の遊牧民グループがそれぞれ独立した徴税組織として、各県軍政官の直属におかれる政策が実施されている。すなわち遊牧民を新たな徴税集団として再編した上で、即戦力となる兵員として取り込もうと意図していたのであった。しかし、改革をいかに実施すればよいかを現場が把握できていなかったため、遊牧民の定住化をめざす改革は全国一律には徹底されず [Orhonlu 1987: 114-115]¹³⁾、定住化政策の本格的実施は先送りされたのである。

12) この文書の分析は Barkan 1940: 351-367。

13) 例えばスィヴァスのイルベイリ・グループが1840年に複数村に定住、アンカラ周辺のタバナル・グループ1230戸が1842年に約30村に定住した Orhonlu 1987: 113。

このような理由から遊牧民を対象とした『資産台帳』は、その数値に注意が必要だが、遊牧民の生活の実態を伝える貴重な史料であることはいままでのない。1840年のバルケスィル郡に関する四冊の『資産台帳』¹⁴⁾のうち、遊牧民に関する二冊の台帳には、周辺郡帰属の遊牧民27グループが記載されている。これらの27グループのうち、耕作地あるいはぶどう畑をまったく保有せず、家畜だけの資産を所有するのは10グループである¹⁵⁾。もちろん家畜のみを所有するからといって、彼らが純然たる遊牧だけを営んでいるとはいちがいにいえず、小作人として農業に従事している場合も想定される。残りの17グループは資産として耕作地あるいはぶどう畑を保有しているが、その保有面積にはかなりひらきがある。例えば、バルケスィル郡帰属のクバシュ・カラ・ムーサというグループは総戸数58戸からなり、資産のうちの39%が土地、61%が家畜で、資産のなかで27グループ中、土地の評価額の占める割合がもっとも高い。58戸中42戸が耕作地あるいはぶどう畑を保有しており、かなり土地に密着した生活が進んでいると考えられる。ただしこのようなグループは例外的で、その他のグループが保有する耕作地の評価額は、総資産に占める割合が1パーセント前後で、リーダー的存在やあるいは比較的家畜を豊富に所有する者が、ごく小規模の耕作地やぶどう畑を保有しているにすぎない。

これらの27グループのうちヤージュ・ベディルは、ビガディチ郡帰属の「ヤージュ・ベディルリュ」¹⁶⁾とスンドゥルグ郡帰属の「ヤージュ・ベディル」との2グループに分けて記録されており（これらを「ビガディチ・グループ」、「スンドゥルグ・グループ」とよぶ）、27グループ総戸数の約12%を占めていた。ビガディチ・グループは総戸数36戸（hâne）で、人口約180人である。36戸のうち約14%にあたる5戸が耕作地を保有しているが、その規模は15ドニユム¹⁷⁾、10ドニユム、3ドニユム、残りの2戸が2ドニユムを保有するにすぎない。同時期バルケスィル農村部の自作農が保有する平均耕作地面積は38ドニユム、

14) 従来『資産台帳』研究は都市民の分析に集中してきたことに対して、筆者は、単に都市だけではなく、都市、村民、遊牧民というそれぞれの台帳が残されているバルケスィル地域をあえて選んだ。その理由は、これらの三者の経済活動をあわせることによってはじめて地方社会の変容が理解できると考えたからである。なお村民（TMT 7227）および都市民（TMT 7228）に関する台帳はすべてバルケスィル郡のみに帰属する村および中心都市部を対象としていたが、遊牧民を対象とした二冊の台帳（TMT 7225・26）は、バルケスィル郡に加えて、コザク郡（現イズミル県ベルガマ郡境地域）、フルト・マア・シャーミー郡、スンドゥルグ郡、イヴリンディ郡、ビガディチ郡など隣接する周辺諸郡に帰属していた遊牧民がまとめて記録されている（地図参照）。

15) 例えば、ビガディチ郡帰属のチェブニヤンは18戸全てがそれぞれラクダを所有している。おそらく彼らはラクダ貸し業や実際にラクダを引く運送業を営んでいたと考えられる。

16) 18世紀の史料ででてきたベディルリュ村の流れをくむと考えられる。史料ではベディルリュ村はスンドゥルグ郡に帰属したが、資産台帳ではビガディチ郡に帰属している。このことは、地図に示したようにヤージュ・ベディルが両郡の境界地域に住み着き、行政区分上の郡の境界線も変更されていることに起因する。

17) 1ドニユムは約920平方メートル。なおドニユムに関する検討は多田2005に詳しい。

都市在住自作農の平均耕作地面積が 46.1 ドニウムであった [江川 1997] ので、ヤージュ・ベディルの保有する耕作地はわずかであった。また、自作農の条件となる 2 頭の耕牛を所有するのは、耕作地を保有する 5 戸中 2 戸である。つまり自作農を営んでいくには難しいが、ごく小規模の耕作をし、耕作地を保有していると認識する人が存在していたといえる。

スンドゥルグ・グループは、総戸数 211 戸で、人口約 1,055 人の大規模グループである。彼らのうちでは唯一、ハサンという人物が 6 ドニウムの耕作地を保有しているにすぎず、しかもハサンはその他にわずか 3 頭の耕作牛ではない牛類を資産として所有している [TMT 7226: hâne 98] のみである。つまりハサンは自作農の条件を満たしてはいない。したがって耕作地保有という点からは、1840 年の時点でのスンドゥルグ・グループは、ビガディチ・グループに比べてより土地にしばられない牧畜中心の生活をおくっていたと理解される。

これら両グループが所有する一戸あたりの家畜頭数を表 2 に示した。両グループの 9 割は、乳飲み子牛 (buzağı), 子牛 (dana), 種牛 (tosun), 若い雌牛 (döge), 乳牛 (inek) のような牛 (sigır) 類を所有していた。このことは、彼らがこれらの家畜を食肉、乳製品や皮革業と連関して商業目的で飼育していたであろうと推察される。同時に両グループの 85% 以上は、雌馬 (kısırak), 荷馬 (bargir), 馬 (at/esb) のような馬類も所有しており、いくつかの戸においてはこれらの家畜は 10 頭から 15 頭に上っている。通常、遊牧民の間で日常生活用具や商品の輸送に使用されるラクダ (deve) はといえば、スンドゥルグ・グループではわずかに 6 戸が延べ 26 頭を所有しているにすぎず、ビガディチ・グループでは皆無であった。したがって彼等の大部分はラクダ貸しや長距離輸送業を営んではいなかった

表 2 グループ別 各戸所有 平均家畜頭数 (頭)

所有家畜	ビガディチ・グループ		スンドゥルグ・グループ	
	総戸数	36 戸	総戸数	211 戸
ヒツジ		8.56 頭		5.50 頭
ヤギ		20.22 頭		17.22 頭
ヒツジおよびヤギ		—		10.14 頭
ウシ類		9.69 頭	ウシ無し 3 戸	9.33 頭
水牛		0.03 頭	1 戸のみ 1 頭所有	—
ウマ類		3.86 頭	ウマ無し 5 戸	5.36 頭
ラクダ		0 頭		0.12 頭
ロバ		0.17 頭	6 戸のみ所有	0.22 頭
ラバ		—		0.03 頭
蜂の巣箱		0.03 箱	1 戸のみ 1 箱所有	0.09 箱
1 戸あたり平均資産		1787.77	クルシュ	2052
1 戸あたり平均収入		363.19	クルシュ	329.38
1 戸あたり平均税額		48.11	クルシュ	65.95

* merkebe ve deve 7 頭を除く

** at ve katır 10 頭および katır sıpası 1 頭を除く

と同時に、ラクダを使って長距離を移動する遊牧生活を営んでいたとは言いがたく、ラクダの代わりに荷馬やロバを利用した短距離の移動にとどまっていたであろうと思われる。同時に両グループが所有するヒツジおよびヤギもきわめて低い数値である。

松原がおこなったチョシュル・ユリュックに関する調査では、一世帯あたりの平均的な家畜所有頭数は、ヤギ 300 頭、ヒツジ 150 頭、ウシ 20 頭、ラクダ 6 頭、ウマ 6 頭、ロバ 2～3 頭、イヌ 3～5 頭である [松原 1990: 16] もちろん所有家畜の種類や頭数は、自然条件および時代状況によって異なり、そもそもバルケスイル周辺地域の遊牧民は、チョシュル・ユリュックのようにヤギを主体とした長距離移動を伴う遊牧生活はしてはこなかったと考えられる。この点を考慮した上で、松原の挙げた頭数をひとつのめやすとして表 2 を観察してみたい。まずここでの問題は、台帳に記録された徴税単位の「戸」と、松原の「世帯」との関係であろう。例えば、松原が行動を共にしたムスタファの家族 9 名は、世帯主家族に加えて、息子夫婦も同居していた。他方で戸が伝統的に平均 5 人として計算されてきたことから、松原の 1 世帯は『資産台帳』では少なくとも 2 戸にわけられるであろう。このような戸と世帯との、および戸と家畜頭数との関係の検討は稿を改めて考察するが、例えば表 2 の頭数に 2 をかけて松原の挙げた数値と比較してみた場合、ヤージュ・ベディルでは本来主要家畜であるはずのヒツジおよびヤギよりも大型家畜であるウシやウマの頭数が相対的に多いことがわかる。このことからヤージュ・ベディルが比較的短い距離を移動しながら、近郊都市への食肉および乳製品の供給などをおこなう牧畜業を営んでいたと推察される。

経済的観点からいえば、彼らが所有していた家畜のみの評価額は 1 戸あたり平均、ビガディチ・グループが 1,784.8 クルシュ、スンドゥルグ・グループが 2,051.9 クルシュである。他方、バルケスイル都市住民が所有していた家畜のみの評価額は 1 戸あたり平均 208.8 クルシュであった。それどころか両グループが所有する家畜資産の評価額の平均は、都市民の不動産および家畜両方を合わせた平均資産と比べて 2.6 倍にもものぼる。これに対して都市民の平均収入 553.8 クルシュは両グループの平均収入 334.3 クルシュの 2 倍を超えない。つまりヤージュ・ベディルが所有する家畜の資産価値は都市民の平均資産以上に高かったといえる [Egawa 2004]。このことは従来 19 世紀前半には 19 世紀後半と比べて、耕作地の評価額が相対的に低いとされていることを裏付けることにもなる。

次に『資産台帳』とは異なり、納税戸数と税額のみを記した 1844 年の別の台帳によれば、表 1 に示したとおりヤージュ・ベディルは、スンドゥルグ、ビガディチ、ケプスト、バシュゲレンベに帰属する集団と、アヤズメントおよびベルガマに帰属する西の集団とに大きく分かれて生活していることが理解される [ML. VRD 1012]。これらのうち西の集団に関する『資産台帳』は、管見の限り見当たらないため、資産状況を他のグループと比較することはできないが、後述するようにシャリーア法廷記録などに彼らの生活状況が確認された。

さらに 1845 年の『収入台帳』ではケプスト郡サルファク村 22 戸のうち末尾の 2 戸がヤージュ・ベディル出身者であった [TMT 8398]。この 22 戸中 10 戸は職業が農民で、ヤージュ・ベディル出身者であった [TMT 8398]。この 22 戸中 10 戸は職業が農民で、ヤージュ・ベディル出身者であった [TMT 8398]。

表 3 ヤージュ・ベディルの定住地

年	帰属郡	定住した地域名	出典
1840	スındırğı	Taş karyesi civarında Yılanlıdere nâm mahalde	ML. CRD 544
1840	スındırğı	Mahall-i kışlakları Kızılğür karyesi civarında Karakaya nâm sahrâda	ML. CRD 544
1840	スındırğı	Mahall-i kışlakları Eğridere nâm mahalde	ML. CRD 544
1840	スındırğı	Mahall-i kışlakları Dalcıkuyusu nâm mahalde	ML. CRD 544
1840	スındırğı	Mahall-i kışlakları Kozcaköy nâm mahalde	ML. CRD 544
1840	スındırğı	Kulakkesen nâm sahrâda	ML. CRD 544
1840	スındırğı	Eğridere nâm sahrâda	ML. CRD 544
1840	スındırğı	Kayalidere nâm sahrâda	ML. CRD 544
1840	スındırğı	Yılanlıdere nâm mahalde	ML. CRD 544
1840	(Balıkesir?)	Dedeçınarı ve sair mahallerde	ML. CRD 544
1840	Başgelembe	Fırdanlar karyesi civarında Keçiler-yeri nâm mahalde	ML. CRD 544
1850. 11. 05	Balıkesir	Çömlekçi karyesi civârında Yılvadiç nâm mahalde	ŞŞ 747 150 b
1850. 11. 05	Balıkesir	Çömlekçi karyesi civârında Yılvadiç Alanı nâm mahalde	ŞŞ 747 150 b- 151 a
1852/ 53	Ayazmend	Ayazmend kazâsı toprağında	ŞŞ 748 59 a-b
1857. 06. 04	Balıkesir	Çömlekçi karyesi civârında	ŞŞ 752 98
1850. 11. 05	Balıkesir	Çömlekçi karyesi civârında Yılvadiç Alanı nâm mahalde	ŞŞ 752 120
1857. 12. 26	Ayazmend	Kızılçukur ve Abdülcelil ve Bakırdamı nâm mahalde	ŞŞ 752 153
1858. 03. 19	スındırğı	スındırğı kazâsı civârında	ŞŞ 752 177
1858. 05. 27	スındırğı	Gölcük karyesi civârında Kulakkesen iskânı nâm mahalde	ŞŞ 752 193
1858. 05. 28	Kepsud	Karacakişla iskânında/Ovacık iskânında	ŞŞ 752 194
1859. 03. 12	Bigadiç	Nizan karyesi civârında Kavakdere iskânı nâm mahalde	ŞŞ 753 11
1860. 06. 16	スındırğı	Gölcük karyesi civârında	ŞŞ 753 56
1861. 11. 11	Ayazmend	Ayazmend kazâsı sâkinlerinden	A. MKT. UM 515/43
1862. 04. 24	Kepsud	Kepsud kazâsı civârında	ŞŞ 755 66
1862. 06. 21	Balıkesir	Çağış karyesi civârında Kanlıkavak nâm mahalde	ŞŞ 755 139
1862. 07. 19	スındırğı	Gölcük karyesi civârında	ŞŞ 755 165
	スındırğı	Çekirdekli karyesi kurbunda Tapıcı kuyusu iskânında	Su 1938 : 160
	Bigadiç	İlyas karyesi civarında	Su 1938 : 159

ジュ・ベディル出身の 2 人には「農民」とは明記されていないが、2 頭の耕作牛を所有し、それぞれが 30 ドニウム、25 ドニウムの耕作地を保有し、小麦、大麦やタバコを収穫していることから、純然たる農民になっていたと考えられる¹⁸⁾。加えてヤージュ・ベディルが具体的に定住した場所に関する情報（表 3）のうち、1840 年のスンドゥルグに関する情報をみると、彼らが主として冬営地を拠点に定住し始めたことが理解される。

以上のことから、ヤージュ・ベディルは、1840 年代はじめにはすでに今日のバルケシル県南西部のスンドゥルグ、ビガディチ、ケプスト郡およびスンドゥルグ郡の南に隣接するバシュゲレンベ郡（マニサ県）に帰属する東の集団と、イズミル県ディリキ郡（アヤズメント・ベルガマ中間地域）に帰属する西の集団に大きくわかれて生活し、とくにスンドゥルグ、ビガディチ両グループは、純然たる遊牧生活からじょじょに冬営地などを拠点に定住しはじ

18) もともと彼らがいかなる理由で他のグループから分かれてこの村に定住したかの記述はなく、2 人は、スンドゥルグおよびビガディチ両グループの『資産台帳』中にも確認されない。なお、ケプスト郡には、今日も複数の村にヤージュ・ベディル出身者が住んでいる（地図参照）。

め、都市近郊型の牧畜を主体とする生活にうつりつつあったことが明らかにされた。そしてごくわずかの人が農民となる道を選択し始めていたといえることができるだろう¹⁹⁾。

Ⅲ 1858年オスマン土地法と遊牧民

1858年に発布されたオスマン土地法はオスマン帝国で発布された初の体系的土地法だが、同時代に発布された新商法や新刑法のように、フランス法を基礎として編まれたものではなく、従来発布されてきたさまざまな土地法令を、シャリーアを正当性の根拠として、西欧の法典の形式にならって成文化したものである。そしてその根幹はオスマン帝国で伝統的な国家的土地所有原則を再確認するものだった。

この国家的土地所有原則に関しては、次の三つの点で、中東・イスラーム世界において古くて新しい研究テーマであるといえる。第一は、オスマン土地法における国家的土地所有原則を基礎とした規定が、1979年以降イスラエル政府による土地収用の根拠として運用されるようになったことである²⁰⁾。第二は、人類学研究の立場から杉島敬志〔杉島1999〕によって、アジア・太平洋地域の土地所有の問題を、「辺境」の地域社会の規則や信念と「中核」諸国起源の規則や信念とのせめぎあい、からみあい（これを杉島は「歴史をもつれあい」とよぶ）のなかで考察することの重要性が問題提起されたことである²¹⁾。第三に、従来イスラーム世界においては9世紀ころまでに国家的土地所有理論が整えられたといわれてきた通説に対して、佐藤次高および愛宕あもりによって疑問が提示されたことである。

これらのうち、本稿に直接関係する第三の問題について若干の意見を述べておきたい。佐藤はまず、「ファイ理論はいわゆる「国家的土地所有理論」ではない」と指摘し、「[すべての土地]が国家の所有であるとする国家的土地所有理論は、そもそもイスラーム法にはなかったことに注意しなければならない」〔佐藤1999: 18〕と問題提起した。別の観点から愛宕は、「ハナフィー派のアブー・ユースフとハッサーフは、ともに、ハラージュ地が私有地であると考えている」〔愛宕2003: 40〕と主張した。さらに佐藤はふみこんで、「法学派の条文を字義通りに解釈すれば、ハラージュ地は法律上は国有地と規定されているのではな

19) なお東西両集団のヤージュ・ベディル出身者は、バシュゲレンベ郡を除いて今日もそれぞれの地域に定住していることが2001・2002年の現地調査によって確認された〔Egawa & Şahin forthcoming〕。

20) オスマン土地法がイラクをはじめとする中東現代史において大きな影響を与えてきたことはこれまで指摘されてきた。この件に関する詳細については本稿では割愛するが、とくにパレスティナにおける問題点の概略については江川1993; 江川1995bで指摘した。

21) このような問題視角からの研究は歴史学ではすでに蓄積されてきたが、杉島の問題提起は、歴史学者と人類学者との議論の場を実際に生み出すこととなり〔三浦・岸本・関本2004〕、それによって双方の議論が発展し、結果的に歴史学における土地研究の現代的意義が再評価されたといえる。渡辺2005も杉島の問題提起の流れをくんでいる。

かったことになる」[佐藤 2004: 42] と述べ、国家的土地所有理論に関する従来の解釈を修正した。このような意見に対して加藤博は、国家的土地所有はあくまでも税制上の議論であることを念押ししている [加藤 2005: 156]²²⁾。

これらの指摘は実はオスマン帝国でもそのままあてはまる。オスマン帝国においてこれまで「国有地制度」[江川 1993]、「国家的土地所有原則」[永田 1991; 江川 1995 b] などの表現で言及されてきた原則も、「すべての土地」がウンマあるいは国家に帰属するという原則ではなく、ティマール制が施行された地域の耕作地 (tarla) を中心とする国有地に適用されてきた。そしてティマール制施行地域であっても、宅地など私有地とみなされる土地も存在してきたのである。同時にハラージュ地といえ、法的にもあくまでも私有地として分類され、これとは別に国有地という範疇が創出されたのである。しかもオスマン帝国においてハラージュ地は土地分類上も私有地のままであり、ハナフィー派の解釈に忠実に準拠してきたといえる。そしてこのような耕作地を中心とした国有地に適用された国家的土地所有原則は、オスマン土地法においても再確認されたのである。²³⁾

オスマン土地法が公布された時点における5つの土地の範疇とそれらの所有権の帰属先は表4のとおりである。オスマン帝国における土地の種類は従来の法規定を踏襲し、所有権 (rakabe) が所有者個人に帰属する私有地、国庫に帰属する国有地、加えてワクフ地、^{ミ-リ-}共同利用地、^{ス-ワ-ト}荒蕪地が存在していたことが理解されよう。これらのうち私有地は、具体的に1) 村や町にある宅地と宅地に付随する最大で約半ドニユムの土地、2) 国有地から何らかの理由でより分けられて所有権が授与された真正なる私有地、3) ハラージュ地、4) ウシュル地の4種類で [オスマン土地法 (以下略) 第2条]、加えて「ウシュル地とは、征服時に征服者に分配され、所有された土地」であり、ハラージュ地とは「非ムスリムでもともとその土地にいる人々の手に継続して残すように定められた土地である」と説明された。そして私有地に関してはシャリーアの規定に律せられると定められた [第2条]。

次にワクフ地には二種類があって、合法的私有地からシャリーアに従ってワクフ設定された真正ワクフ地はワクフ条件に律せられる [第4条] ために、私有地と真正ワクフ地に関してはオスマン土地法の対象外であることが明記された。これとは別にもともと国有地であった土地からワクフ設定された土地が存在し、このような土地は国有地上の諸税がなんらかの

22) なおイスラーム法における所有権の構造については柳橋 1998: 16-38 を、とくに近代エジプトにおける農地の所有権に関しては加藤 1993: 113-225; 1995: 158-161; 2002: 88-99 を参照されたい。

23) エジプトで実施された一連の土地立法過程において、まず19世紀前半にムハンマド・アリーが全ての農地を国有化した後に、「耕作地=国有地=課税地=ハラージュ地」と「荒蕪地=私有地=免税地=アブアーディーヤ地」という二つの土地範疇が生じたこと、さらにハラージュ地の法的根拠がシャリーアに、アブアーディーヤ地のそれが国家の意志である勅令に求められたことは、政策的土地分類上のこと [加藤 1993: 7-10] とはいえ、オスマン土地法で定められた土地分類とも、依拠した法体系とも異なる点に注意する必要がある。

表4 1858年オスマン土地法における土地範疇

土地範疇		所有権の帰属	律せられる法
私有地 (Arâzi-i memlûke)	宅地と宅地の周囲半ドニユムの土地 国有地からシャリーアに基づいて下賜された土地 ハラージュ地 ウシュル地	所有者	シャリーア
ワクフ地 (Arâzi-i mevkife)	真正ワクフ (vakf-ı sahih) 地 * 擬似ワクフ (vakf-ı gayr-ı sahih) 地は 国有地扱い	ワクフ	ワクフ条件 シャリーア
国有地 (Arâzi-i miriye)	耕作地 (tarla) 採草地 (çayır) 冬営地 (kışlak) 夏営地 (yaylak) 林 (koru) * 擬似ワクフ地	国庫 (beytûlmâl)	カーヌーン (オスマン土地法) 処分は官吏の許可
公用地・入会地 (Arâzi-i metrûke)	公道、公衆に確保された放牧地 (mer'â) 夏営地 (yaylak) 冬営地 (kışlak) 林 (koru) 森 (orman)	—	慣行およびカーヌーン (オスマン土地法)
荒蕪地 (Arâzi-i mevat)	村はずれの家から叫んでも聞こえない範囲にある無主地	—	慣行およびカーヌーン (オスマン土地法)

理由でワクフ設定されたにすぎないので、疑似ワクフ地とみなされ、合法的ワクフ地ではない。さらに「オスマン帝国に存在するワクフ地の大部分は疑似ワクフ地であって、この土地の所有権は国庫に帰属する」ため、オスマン土地法では、疑似ワクフ地も国有地に含めて規定されることが明言されている [第4条]。すなわちオスマン土地法は、全条文の64%が国有地の保有権とその処分に関する詳細な規定であり、加えて共同利用地に関して慣行 (örf) を成文化した規定と、官吏の許可によって耕作した後には国有地になる荒蕪地に関する規定、さらにその他の諸規定とから構成されていた。国有地は土地法、すなわちカーヌーンに律せられたのである²⁴⁾。

このような国家的土地所有原則を理論化したのは、スレイマン1世を「立法者」と呼ばしめた立法作業の立役者、シェイヒュル=イスラーム職エブススード・エフェンディ (d. 982/1574)²⁵⁾ であるといわれる。ただしルトフィ・バルカンによれば、国家的土地所有の

24) 同年にエジプトで発布された土地法に関連して、「シャリーアは国家の財政至上主義的理念を表明する法原則として機能し、これを根拠に、国家の政策意図を、そして必要に応じてウルフを成文化したのがカーヌーンであった」[加藤1993:123]と加藤が指摘した三つの法体系の相互関係がオスマン土地法でも同様に確認される(表1)。ただしオスマン帝国では、IV章で述べるように成文化されない慣行が、法廷でも依然として大きな効力をもっていた点に大きな特徴がある。

25) 生年については諸説ある。Schacht *EP*²では896/1490、*İlmiyye* 1998:317では896/1491、Huart *EP*¹では896/1490-91年としている。スレイマン1世とセリム2世時代の1545年から1574年までシェイヒュル=イスラーム職にあり[Düzdağ 1972:21]、見識の深さから「アブー・ハニーファ2世」とも呼ばれた[Atsız 1967:2]。その他詳細はAkgündüz 2001を参照されたい。

概念は 16 世紀中葉以前からオスマン帝国にあった概念であり、またオスマン以外の王朝でもみられるもので、エブスードは国有地において徴収される税をハラージュ税になぞらえてシャリーアの表現に準拠して説明し、合法であるように理論づけたに他ならないと指摘する [Barkan 1967: 191]²⁶⁾。実際にエブスードが編んだと考えられている法令やファトワーにおいて、国有地はウシュル地でもハラージュ地でもないと規定された [Düzdağ 1972: 167]。さらに 1541 年にハンガリーのブダを征服した後に編まれた法令では、被征服民の動産および町や村にある宅地、店舗、その他の建物、ぶどう畑や果樹園からの収穫は当該人物の所有物として継続して所有される一方、村の外縁部において耕作し収穫される耕作地 (tarla) は当該人物の手にとどめ置かれるが、その所有権は国家へ帰属すると定めた [Barkan 1943: 296-297]。またスコピエおよびテッサロニキの法令 (1568/69 年) でエブスードは、「イスラーム諸地域」における土地は「ウシュル地、ハラージュ地と国有地の三種類」からなり、ウシュル地 (ヒジャーズおよびバスラ) とハラージュ地 (イラクのサワード) とは私有地であるが、イラクのサワードの地については、「国有地とする派もある」、「国有地はもともとはハラージュ地であった」とも述べている [Barkan 1943: 297-299]。つまりエブスードは、先住民が非ムスリムであった征服地域において、耕作地に限っては租税徴収のために国有地としてその所有権が国家に帰属することを定めたのであった。このことから理解されるようにオスマン帝国においても国家的土地所有原則は、基本的にはティマル制が適用された耕作地を対象としているのであって、「すべての土地」が国家の土地であるという規定は存在せず、しかもハラージュ地はあくまでも私有地の範疇にあり続けた²⁷⁾。さらにエブスード以降 17・18 世紀の征服地においても、クレタ島のように私有地であるハラージュ地として扱われた事例 [Barkan 1943: 350-354; 1967: 191] もあるように、国家的土地所有原則の適用そのものもティマル制の施行の有無やシェイヒュル=イスラームの判断等、時代や地域によって異なっていたのである。

さてここで話を戻し、オスマン土地法を遊牧民とのかかわりから考察してみたい。従来同

26) エブスードがカザスケル職にあったときにすでにスルタンからの命でヨーロッパ地域の土地法を改訂し、シャリーアの原理に適用させることに着手していたという説もあるようだ Shacht *EtP* がこの詳細に関しては検討課題としたい。

27) このように考えると、むしろムハンマド・アリーが 19 世紀の土地法改正過程で一般農民保有地をハラージュ地と呼んで国有地と規定したエジプトこそが国家的土地所有原則を考える上で特殊なものではないだろうか。オスマン史から字義のみで考えればもともと私有地だったハラージュ地に私的土地所有権が確立されることは当然なことであり、だからこそムハンマド・アリー以前のエジプトにおける土地保有の現実との連続性ないし非連続性を問いたくなる [永田 1995] のである。もちろんオスマン土地法もエジプトと同様に、現実を追認するかたちで私的所有権の確立へ改正過程を経るのだが、その一方で、国有地に対する国家的土地所有原則は、帝国の崩壊まで廃止されることはなく、状況に応じてその原則が内政・外交上スルタンに利用されることもあった [永田 2005; 江川 1995 a]。

土地法は国有地の保有権に関する議論が中心で、遊牧民との関連からはほとんど論じられてこなかった。上述したようにオスマン土地法によって耕作地における保有権の詳細な規定がさだめられたことは、耕作地からの税込確保が基本目的であったことは言うまでもない [江川 1995 c]。このような耕作地における保有権の明確化は、結果的に土地に対する従来の所有・利用観念の再考を遊牧民にも迫ったであろうことは想像に難くない。例えば、国有地の規定で「ある者は自分が土地証文によって保有する土地を他人が不当に通過することを阻止できる。ただし、古くから当該地の通過権 (hakk-ı murûr) があるなら阻止できない」 [第 13 条] と明記された。あるいは荒蕪地の規定のなかで「村や町の住民に帰属する放牧地 (mer'âlar) 以外に、ある村や町の境界内に草地 (otlak) がある場合、当該村の住民が税を払わずに、家畜を放牧させてその草や水から用益を享受できる。境界外から家畜を連れてきて当該地の草や水を利用することを希望する者については彼らから国家のために然るべき額の草地税が徴収されて、(彼らが支払うならば一筆者) 村民は彼らを阻止できないし、彼らから徴収した草地税の一部からの (当該村住民への一筆者) 取り分は得られない [第 105 条] とも規定されているように、税へのしぼりは強化された。

遊牧生活にもっともかかわりがある規定は、個人によって保有・所有されない旧来の慣行で律せられる共同利用地に関するものであろう。共同利用地は、字義的には民衆に委ねられた土地 (arâzi-i metrûke) であり、ひとつは公衆の便益のために置かれた公道 (tarik-i 'â m) を、もうひとつは一町村あるいは複数町村の公衆のために確保された放牧地、薪を集める林や森、家畜を集める場所、礼拝所、季節市・週市、脱穀場、夏営地・冬営地などのような場所を指しており、これらの土地は個人の保有下におかれず、分割・売買もされず [第 5, 91 ~ 101 条]、そしてこれらの土地に関する訴訟において「いかなる以前の事件であれ、時間の経過は問題とされない」、すなわち時効はないと定められた [第 102 条]。

ここで共同利用地に関する諸規定で頻用される「古くから共同利用された」という表現に注目したい。この「古くから kadimden」は、「古いとは 40, 50 年をいうのではない。そのはじまりを誰も知らない (Kadim kırk elli yıla denilmez. Kadim oldurki anın evvelin kimse bilinmeye..)」 [MTM 1 : 98] と規定された 16 世紀以来の法令における「古くから」を意図している。つまり、カーヌーンとしてのオスマン土地法には、遊牧民に対して「古くから」の慣行を尊重する一方で、租税徴収のためにすべての土地を面的に把握し、境界線を引いていこうとする「近代」的改革の意図を読みとることができる。加えて「あかね (kök) 畑、ぶどう畑、果樹園内において家畜を放つことは合法ではない。古くから放ってきたとしても、既存の作物が刈られるまで」は家畜を掌握し、もしこれに反して「作物に被害が生じたならば家畜の所有者は弁償しなければならない」という規定 [第 125 条] は、現実の事件を反映したもので、農民と遊牧民との対峙する局面が想定されよう。とくにあかねは染色の原料として商品価値が高く、例えばオスマン帝国から英国向け輸出品の輸出額では、1825, 30, 35 年には第 2 位、40, 45, 50, 55 年には第 1 位を記録していた [永田 1986 : 91 ;

Bailey 1942: 90-91, 260-270]。

このように遊牧民にとって一方では「近代的」社会秩序が整備されつつあり、他方で「古くから」のような慣行の重視は、伝統的遊牧生活そのものを見下すような状況には至っていない法環境が見てとれる。こうした慣行がシャリーア法廷でも有効だったことは、次章で述べるとおりでである。例えば「ある村に外からやってきて天幕 (yurt) をはって定住しようとする者については、当該村民の家畜に損害を与えない程度の家畜」であれば、当該村の共同利用の放牧地^{イムラア}における放牧が許可された [第 100 条] ことは、遊牧民の定住化を促す政策意図の反映とも理解されるのである。

IV 土地をめぐる争い

次に、当時の法廷文書において、土地問題をめぐって争うヤージュ・ベディルの事例を 2 つ紹介したい。

第一は、1857 年 12 月におこされた訴訟である (史料参照)。場所は、エーゲ海沿岸アヤズメント (現在のアルトゥンオヴァ) 郡、原告はレスボス島の郡長イスマイル・パシャで、

史料『バルケスィル シャリーア法廷記録』(1858)

Hâlâ Midillü cezîresi kaimmakamı mirimirân-ı kirâmdan sa'âdetlü İsmâ'il Paşa hazretleri ibnül-merhûm Mustafa Ağa tarafından husûs-ı âti'l-beyânda vekil-i sâbitül-vekâlesi Ali Efendi ibn Ahmed bi'l-vekâle Karası sancağı meclisinde akd olunan meclis-i şer'de Ayazmend kazâsında Kızıl Çukur ve Abdülcélil ve Bakır Damı nâm mahalde meskûn *Yâğcı Bedir* aşiretinden Ali Bey-oğlu İbrahim ve diğer Ali Bey-oğlu Ahmed Ali bin Ali Bey ve Koca İsmâ'il-oğlu Elhâc İbrahim bin İsmâ'il ve Molla Hüseyin-oğlu Halil bin Hüseyin muvâcehelerinde bi'l-vekâle üzerlerine da'vâ ve takrir-i kelâm edüp müvekkilim paşa-yı mûmâ-ileyhin irsen yedinde mülkü olup mezbûrunun iskân eyledikleri obaları civârında vâki' arâzi-i ma'lûmede hudâ-yı nâbit olan ma'lûmü's-sâk (?) palamud eşcârlarını mezbûrûna bizim eben an-ceddim taht-ı tasarrufumuzdadır deyü fuzûlî zabt etmeleriyle keff-i yedlerine tenbih olunmak bi'l-vekâle matlûbumdur deyü da'vâ etdikde mezbûrûn İbrahim ve Ahmed Ali ve Elhâc İbrahim ve Halil cevâblarında mahall-i mezkûr zirâ'at ve hırâset olunur arâzi olmayup obalarımızın mer'âsı ve derûnunda hudâ-yı nâbit olan palamud eşcârları kendi terbiyemiz ile olup mine'l-kadim eben an-ceddin taht-ı tasarrufumuzdadır dediklerinde vekil-i mezbûr Ali Efendi mahall-i mezkûr ile eşcâr-ı merkumeler müvekkili paşa-yı mûmâ-ileyhin mülk-i mevrûsu olduğuna bir kı'ta atik sened ibrâz edüp sened-i mezkûr kırâ'et olundukda mahall-i mezkûr civârında olan arâzi-i ma'lûme müvekkili paşa-yı mûmâ-ileyhin pederi müteveffâ-yı mûmâ-ileyh Mustafa Ağa'nın taht-ı tasarrufunda olduğuna beyândan ibâret olup ve mezbûrunun obaları civârında olan mer'â ve eşcâra dâir bir nesne muharrer olmamağla ve mahall-i nizâ-i mezkûr dahi mezbûrunun obalarının mer'âsı ve mine'lkadim eben an-ceddin taht-ı tasarruflarında olduğu meşhûr ve mukayyed(?) olmağla ol vechile zikr olunan mer'â ve eşcâr-ı mezbûrûn İbrahim ve Ahmed Ali ve Elhâc İbrahim ve Halil ve sâir oba ahâlilerinin kadîmi(?) vechile zabt ve tasarrufları iktizâ eylediği bi'l-iltimâs huzûr-ı /âllilerine i'lâm olundu/.

Fi 9 C/emaziye'l-e/vvel/ sene / 12/ 74. [MK, *Balkesir Şer'iyye Sicili*, nr. 752, s. 153].

被告はアヤズメント郡内のクズルチュクル、アブデュルジェリール、バクルダムという場所に住み着いたヤージュ・ベディルのイブラヒム、アフメト・アリー、エルハッチ・イスマイル、ハリルである。まず訴えの内容を、イスマイル・パシャの代理人アリー・エフェンディが次のように述べている。イスマイル・パシャが相続によって (irsen) 所有している土地は、ヤージュ・ベディルが定住した幕営地 (obalar) 周辺にある土地であり、そこに自生した果実をもたらすパラムート (ヴァロニア樅) がヤージュ・ベディルによって不当に占有されたので、彼らの手から取り戻したいという申し立てであった。これに対して被告は、前述の場所が耕作し、収穫される土地ではなく、彼らの幕営地の放牧地であって、その中で自生したパラムートの木々は彼らが面倒をみているのであって、当該地は「古くから mine'l-kadim」祖父の代から保有し続けてきたと主張した。これに対して代理人アリー・エフェンディは、当該地および前述のパラムートの木々が相続によって所有物であることを示すために、法廷で一片の古い証文を示した。法廷でこの土地証文を検証したところ、この証文から当該地がイスマイル・パシャの亡き父ムスタファ・アガが保有していた土地であることは理解されたが、被告たちの幕営地周辺にある放牧地および木々に関する事項はなんら記載されていなかった。よって、この原告の訴えは退けられ、件の放牧地および木々は従来のようにヤージュ・ベディルの被告ならびに幕営地住民が保有できる判決が下された。つまりヤージュ・ベディル遊牧民が、レスボス島郡長に勝訴したのである。

前述したように「古くから」住民が利用する放牧地は、オスマン土地法では共同利用地として分類された。この訴訟の事例から遊牧民の生活空間である共同利用地が個人の保有地にとりこまれようとされるようすがうかがわれる。さらに問題のパラムートとは、木の実の殻斗が皮をなめすときの触媒剤につかわれるため、商品作物として前述のあかねと並んでとくに19世紀中葉の英国向けの重要な輸出品となっていた [Nagata 1997: 13; 永田 1986: 91, 136, 159-160; Bailey 1942]²⁸⁾。そのためイスマイル・パシャはこのような現状を知った上で、パラムートの木を獲得しようと考えた可能性も大いに考えられるのである。この訴訟は1858年4月のオスマン土地法発布直前の事件だったが、同土地法の規定と同様に従来の慣行を重視し、しかも原告の地方役人にこびない裁定が下されたことが注目される。

さて、第二の土地争いの事例も同じくアヤズメント郡において、オスマン土地法発布後の1861年の事件である [A. MKT. DV 210/24]。アヤズメント郡のカバクム村内の「ゲイクリ・ティマール」という名の場所にある土地についてアヤズメント郡住民のスィバスルザーデ・オメル・ルトフィという人物が起こした訴訟である。オメル・ルトフィはそこに土地

28) パラムートの輸出額は、1825年には9位だったが、30, 35, 40, 45年には第3位、50年には第5位、55年には第7位と推移している。なお、パラムートを意味する英語の valonia は、その地域一帯が樅林に富む輸出港であったアルバニアの港町 Valona (Avlonya) に由来しているという [Bailey 1942: 93, 260-270]。

証文 (tapu) によって1000ドニユムの土地を保有しており、周辺にいるヤージュ・ベディル遊牧民に土地を貸して耕作させ、毎年土地貸し料を徴収していた。ところが数年前から、ヤージュ・ベディル遊牧民のベイのひとりであるイブラヒム・ベイが、彼らの仲間が耕作することを阻止し、時おり耕作する者に対しても土地貸し料の支払いを妨害し、さらにオメル・ルトフィの土地を共同利用地として、みずからが所有するヒツジやヤギのような家畜を放つ放牧地のように利用しているの、このイブラヒム・ベイの妨害を禁止するように求めている。この文書は実は法廷文書ではなく、オメル・ルトフィから中央政府へ送られた文書である。これに対して中央政府からアヤズメント郡が帰属していたカレスィ県（すなわちバルケシル）知事宛ての命令は、イブラヒム・ベイの干渉は「不当な動機」に基づくものであり、禁じられるべきではあるが、シャリーアに従って地方当局がよく調査して事態を明らかにした上でしかるべき措置をとりなさい、というものだった。したがって、当該事件の最終的決着は明らかにされてはいないが、中央からの命令は一方的にイブラヒム・ベイを有罪と決めつけるのではなく、イブラヒム・ベイからの証言を得ることも含めてより公正に判断されることを地方当局に委ねていると推察される。加えて、現在当該地域に住むヤージュ・ベディル出身者が、「ゲイクリ山は、コジャオバ、チャーラン、サマンルク、イエニジェの夏営地だった」と語ることを考慮すれば、ヤージュ・ベディルはこれらの冬営地に分かれて定住した後も、ゲイクリ山を夏営地として利用してきた、すなわち本件における彼らの権利はその後も継続して守られてきたと考えられるのである。

以上、アヤズメント郡に定住したヤージュ・ベディルに関する二つの事件をみるかぎり、ヤージュ・ベディルが19世紀中葉に定住民と土地の所有・利用をめぐる争いにまきこまれていくさまがうかがえる。そこでは定住民と定住化しつつある遊牧民との、あるいは土地証文で保有される耕作地や商品作物と、慣行に律せられる放牧地との所有や利用をめぐるせめぎあいが観察される。そしてこれらの記録を読む限り、法廷あるいは行政当局が遊牧民を見下す眼差しは見られず、地方官吏や定住民に肩をもたない公正な審理がなされていたと推察される。つまりこのことは前章で論じたオスマン土地法における遊牧民に関する諸規定にも準じており、オスマン土地法の運用状況の一端を物語る事例ともいえよう。

V 遊牧民定住化政策

これまで述べてきたように1840年代に引き続き、オスマン土地法発布の前後の1850年代にかけてもヤージュ・ベディルは、バルケシル南東部に広がる東の集団とベルガマ・アヤズメントに広がる西の集団とに大きくわかれて定住しつつあった。表3には、現段階で明らかにできる具体的な定住場所を整理したものである。もちろんこれらは彼らの定住地をすべて網羅しているわけではないが、地図に示したように19世紀中葉におけるこれらの定住地の多くが、ヤージュ・ベディル出身者が住む村として今日に至っていることは注目すべきで

あろう。このように、あるいはタンズィマート改革の「成果」として、あるいはそれらも含めた 19 世紀中葉の社会経済情況に影響されて、好むと好まざるとにかかわらず、今日生活している村の拠点の多くはこの時代に確定されていったと考えられる。

ところが 1860 年代になると、中央政府の主導でより直接的、より強制的に遊牧民への定住化政策がうちだされた。この定住化政策としてもっとも有名な事件は、アダナ地方で商品作物である綿花栽培のために遊牧民を強制的に定住化させ、政策として「成功」した事例であることはいうまでもない [Halaçoğlu 1973]。ただしアダナの事例ほど大規模かつ強制的ではないにせよ、このような遊牧民定住化政策は他地域においても意図されていたことは、これまでほとんど言及されてこなかった。

タンズィマート改革後期の 1863 年に、中央政府は改革の混乱あるいは足並みがそろわない現状を鑑みて、改革のたて直しのために、アナトリアとバルカンに視察官を派遣した。この一環として、ボスニア・ヘルツェゴヴィナへはアフメト・ジェヴデト・エフェンディ²⁹⁾、ルメリの東地域にはスプヒ・エフェンディ、アナトリアの東地域にはルザー・エフェンディ、そしてブルサやバルケシルを含めたアナトリア西部の視察官 (Anadolu'nun sağ kol müfettişliği) としてアフメト・ヴェフィク・エフェンディ³⁰⁾を派遣した [『官報』760: 1-4]。

彼らのうちアフメト・ヴェフィク・パシャが視察官在任中 (1863-64) に書記が中央へ送った報告 [『官報』715; 2-3] によれば、ヴェフィク・パシャはダルジャ、コジャエリ、ブルサなど各地を実際に視察し、道路整備や歴史的建造物の修復等をおこなっていたことが理解される。この報告の中で残念ながら遊牧民定住化政策あるいはヤージュ・ベディルに関する直接的記述は見られないが、視察の一環として遊牧民の定住化を促したことが、チャーミル・スによって指摘されている。例えば前述の『資産台帳』で 59 戸からなり、耕作地をまったく保有していなかった遊牧民カラケチリについて、彼等の一部はすでに 1843/44 年にマニサ県およびブルサ州などに定住して兵役についたり農民となり、「別の一部は 1283 (引用者注 1866/67) 年にアフメト・ヴェフィク・パシャの視察官在任中に」バルケシルから分離させられ、諸カザーへ帰属させられ、ベイリキの称号を剥奪され、すなわち遊牧民グループとしての組織は解体され、定住化させられたという [Su 1938: 69-70]。

チャーミル・スはこの件に関して依拠した史料を明示しておらず、またヴェフィク・パシャの視察官在任期間は 1863-64 年といわれている [Tanpınar 1941; Akün 1989] ので、

29) Ahmet Cevdet Paşa による視察官としての報告は *Tezakir* などによく知られている。

30) Ahmet Vefik Paşa (d. 1891) は、フランス大使の通訳だった父と共にパリに滞在、後に駐テヘラン大使、駐パリ大使や対ロシアとの戦争の調停役等々外務に活躍し、モリエールのオスマン語訳者としても知られている。他方、国内でもタンズィマート改革の要職につきブルサ県知事 (1879-1882) 時代にブルサに劇場を造る一方、歴史書等をまとめるなど 19 世紀を代表する政治家、知識人である [Tanpınar 1941; Akün 1989]。

年代の上では誤解があると思われる。ただし、カラケチリのこの事例が、第三章のタンズィマート改革の初期に意図された遊牧民の定住化政策の延長線上にあることは明らかであり、ヴェフィク・パシャが視察官在任中にカラケチリ以外の遊牧民に対しても定住化政策を実施したと推察される。例えばバルケシル地方史に造詣が深いアイドゥン・アイハンは、1862-64年にかけて「ヴェフィク・パシャが知事在任中に視察官として」バルケシル地域における遊牧民の定住化を推進したと指摘して、次のような逸話を伝えている。ヴェフィク・パシャは、遊牧民グループのリーダーたちを召集して、チャドル（テント）を解体して遊牧生活を止めるように命令し、彼らは強制的に定住させられたが、季節がめぐってくると家畜に食ませる新しい草を求めて夏営地へ上がった。しかし、ヴェフィク・パシャによって再び1864年にチャドルは壊されて、抵抗する者へは時には武力によったために、このようなつらい経験から、人びとはヴェフィク・パシャのことを「チャドルをこわしたパシャ」と呼ぶようになった [Ayhan 1997: 42-44; 1999: 132-133]。

この逸話に関しても史料が明示されておらず、ヴェフィク・パシャの視察官時代（1863-64）なのか、知事時代（1879-82）なのかに関する細かい点は前述のチャーミル・スと同様に誤解がある。そのためアイハンはチャーミル・スおよび現地住民の聞き取りに依拠している部分が多いと考えられる。実際アイハンは、「家畜はその季節がくると夏営地へ向かって一斉にメーと泣き始めた」という逸話を紹介している。ただし、上述した一連のヴェフィク・パシャの事件は今日もスドゥルグおよびビガディチ地域に生きるヤージュ・ベディルの人びとに語り継がれていることを筆者も確認した³¹⁾。彼らはアイハンが述べている逸話に加えて当時のヤージュ・ベディルのリーダーは、「ユリュクバシュ、ハジュ・ムーサーオウル」であったと記憶している。もちろん全てが実際に彼らの間で語り継がれたものであるか、あるいは一部は第三者による聞き取り等の際に彼らへ提供された情報が改めて「記憶」された可能性も考えられ、注意を要する。したがってヴェフィク・パシャによる定住化政策の具体的実施の詳細に関しては、なお今後の課題として残されているが、1864年に地方州法が発布されたことを考慮すれば、1860年代前半は、遊牧民定住化政策の実施が具体的に推進された時期であったと推察される。現地の実態を考慮しない行政区域の画定にともない、遊牧民の従来の生活空間が寸断されていったことは容易に想像することができるのである。

ただし1907年4月に、「スドゥルグ地域で遊牧生活をおこなっているヤージュ・ベディルグループ」が、周辺村民の財産に損害を与え、15人を傷つけてしまったことに関して、アイドゥン県アクヒサル郡アクコジャル村および周辺村住民から申し立てがあったことがバルケシル県知事から中央政府内務省へ報告されている [DH. MUİ. 61-2]。この申し立ての内容そのものに関しては、一方的な苦情であったため、中央の判断は「法に従ってしかるべき措置がなされるように」というもので、他の関連史料が確認されていないため、真偽

31) 2001年8月における現地インタビューによる。

を述べることはできないが、20世紀初頭にあってもなお、ヤージュ・ベディルの一部がスドゥルグ地域で固定した家屋ではなく天幕による遊牧生活(hayme nişin)をおこなっていたことは確かである。したがって、1860年代の強制定住化政策はヤージュ・ベディルについていえば必ずしも「成功」したわけではなかったといえよう。とはいえ、上記の申し立ての文言からは、定住民が遊牧民を、自らに損害を与える迷惑な存在として疎んでいることが読みとれるのである。トルコ共和国成立後、定住化政策はいっそう強化され[松原 1983b: 166-185]、彼らは定住を余儀なくされていった。ヤージュ・ベディルの人びとの多くは冬営地を拠点として定住しながら、夏営地へ上る部分的遊牧生活を1950年代まで続け、なかには「最後に上ったのは1980年代初頭だった」と語る住民もいるのである。

結論と今後の展望

以上述べてきたことから次のように結論づけることができる。第一に、16世紀前半に現在のマニサ県ギョルデキ郡に帰属し、弓作りを専門技能としていた約55人のヤージュ・ベディルは、1840年代前半には、バルケシル県南西部のスドゥルグ郡、ビガディチ郡、ケプスト郡周辺に生活する東の集団(人口約1,615人)と、アヤズメントおよびベルガマ郡(今日のイズミル県北西部ディキリ郡)とに生活する西の集団(人口約1,250人)の大きく2地域に分かれていたことが明らかになった。そして彼らが1840年から60年代はじめにかけて、冬営地などを拠点に定住していったことが明らかにされ、とくにビガディチ・グループおよびスドゥルグ・グループは、ウシやウマといった大型家畜を相対的に多く飼育していることからより定住性の高い、都市近郊型の牧畜業を営んでいたことが指摘された。第二に、タンズィマート改革の一環として遊牧民を定住化させる意図は当初からあったが、具体的政策を一律に実施するには至らず、部分的に実施されてきたことが明白となった。例えば1840年代の『資産台帳』調査は遊牧民を納税および兵役が課せられる臣民としてしっかりと把握しようという意図があったことは明らかである。さらに詳細はなお今後の課題であるが、1860年代のアナトリアおよびバルカン地域に派遣された視察官によって、定住化政策が具体的に実行に移された。第三に、法的観点から考えれば、オスマン土地法における国有地の保有に関する諸規定は遊牧民にとって「住みにくい」条件を整備したが、他方で慣行を重視した点は、「近代的」改革を推進すると同時に、遊牧生活の現状が考慮された規定を盛り込んでいたことを明示した。そしてシャリーア法廷における遊牧民と定住民との係争でも、旧来の慣行で律せられる放牧地か、土地証文によって保有される国有地としての耕作地なのかという問題が争点となり、オスマン土地法の規定および従来の法環境に準じて慣行を尊重した裁定が下されていたのであった。

19世紀オスマン帝国において、それまで共同で土地や空間を利用してきたヤージュ・ベディルが、家畜や耕作地あるいはぶどう畑が自らの資産として登録され、ひとつの拠点に定

住しはじめた。今もヤージュ・ベディルの女たちはヤージュ・ベディル織りで名高いじゅうたんを織り続けているが、その「伝統的」じゅうたん製作は、大型の織り機の持ち運びが困難であることから考えれば、定住性の高い生活を始めた19世紀半ばごろから始まったであろうと推察される。この年代は、現地の人びとが「150年から200年前から」じゅうたん製作を続けているという証言と一致している。じゅうたん産業に関連する記述史料にはまだ遭遇できないが、今後の課題の第一は、ヤージュ・ベディルのじゅうたん産業に関する解明である。第二に、上述したヴェフィク・パシャによる遊牧民定住化政策実施の詳細を具体的記述史料に基づいて論証することが不可欠である。第三に、ヤージュ・ベディルのみならず、『資産台帳』に記された27の遊牧民グループが所有する家畜および耕作地の比較検討である。このことと関連して本稿では土地に関わる情報にのみに限ったが、タンズィマート改革の主要改革であった税制改革において、遊牧民に対していかなる具体策が策定されたかを考察することも今後の課題としたい。

人類史という非常に長期的視点から松原は、遊牧と農耕との相互交渉や歴史変動の方向性を視野にいたれた新しいユーラシア史の構築が不可欠で、とくに中央ユーラシアの再編成にはそこに広がるトルコ系諸民族が中核的役割を担っていることは明白であると述べている [松原 2005 a]。とくにEUのような国境をなくす地域共同体のようなものができた場合、遊牧の将来は明るいのではないかと述べ、具体的には社会編成の柔軟性、土地の公的利用、みがるな移動性が21世紀の社会の中で問題解決の鍵をにぎっていると指摘した [松原 2005 b]。このうちのとくに土地所有に関して、個人の土地所有をなくし、共同所有をめざすべしという考え方は、本稿の研究に密接に関わる問題である。

いわゆる「近代化」をめざすタンズィマート改革期に発布された法令に、「古くから」のようなあいまいな口語表現は、「遅れた」土地法であったという非難をうけるかもしれない。しかし筆者は、このようなオスマン帝国における慣行こそが遊牧民の生活を保ってきたのであり、公衆のための不可分の土地という、日本における入会地に相当する共同利用地の公正な利用原理と倫理の継続こそが、遊牧生活を営む必須の条件であったと考えている。

参 考 文 献

イスタンブル総理府オスマン古文書局 (Başbakanlık Osmanlı Arşivi) 所蔵。

TD 165 : Tapu-Tahrir Defteri 165, 542.

166 Muhasebe : 166 Numaralı Muhasebe-i Vilayeti Anadolu Defteri (937/ 1530), Ankara, 1995, 361.

ML. VRD 1012 : Maliye Nezareti, Vâridât Muhasebesi 1012.

ML. CRD 544 : Maliye Nezareti, Ceride Odası Defterleri 544.

TMT : Maliye Nezareti, Temettüât Defterleri 7225 - 7228, 8398.

Mukataa 5061 : Kâmil Kepeci Tasnifi, Baş Mukataa Kalemi 5061, 2, 20.

Kanun-ı Kalemiye : Bâb-ı Âli, Sadaret Defterleri, Nizamât Defterleri 35/ 13 (この台帳の現在の分類番号に関しては高松洋一氏および Mücteba İlgürel 氏にご教示いただいた。)

A. MKT. DV 210/ 24 : Bâb-ı Âli, Sadaret Mektubi Kalemi, Deâvi 210/ 24.

DH. MUİ. 61 - 2 : Dahiliye Nezareti, Muhâberât-ı Umûmiye İdaresi 61 - 2 /8.

アンカラ国民図書館 (Milli Kütüphanesi) 所蔵.

ŞS 718 : Balıkesir Şer'iyye Sicilleri 718, 36.

ŞS 747 : Balıkesir Şer'iyye Sicilleri 747, 150 b- 151 a.

ŞS 748 : Balıkesir Şer'iyye Sicilleri 748, 59 a-b.

ŞS 752 : Balıkesir Şer'iyye Sicilleri 752, 98, 120, 153, 177, 193, 194.

ŞS 753 : Balıkesir Şer'iyye Sicilleri 753, 11, 56.

ŞS 755 : Balıkesir Şer'iyye Sicilleri 755, 66, 139, 165.

アンカラ地券地籍簿総局 (Tapu ve Kadastro Genel Müdürlüğü) 所蔵.

TD 115 : Tapu-Tahrir Defteri 115, 176 a.

その他

『オスマン土地法』: *Arâzi Kânûnnâmesi, Düstur* 1, 1872/ 73 (1289), 165 - 199.

『官報』: *Takvîm-i Vekâyî* 715, 2-3, 760, 1-4.

MTM: Milli Tetebüllar Mecmuası 1, İstanbul, 1903/ 04 (1321).

Tezakir: Cevdet Paşa, *Tezâkir* 1-4, 1986 (rep ed) (1 nci baskı. 1967), Ankara.

Akbayar, N. (2003) *Osmanlı Yer Adları Sözlüğü* (rep ed) (1. baskı 2001), İstanbul.

Akgündüz, A. (2001) Ebüssuud Efendi, *Türkiye Diyanet Vakfı İslâm Ansiklopedisi* 10, İstanbul, 365 - 371.

Akün, Ö. F. (1989) Ahmet Vefik Paşa, *Türkiye Diyanet Vakfı İslâm Ansiklopedisi* 2, İstanbul, 143 - 157.

Aslanapa, O. (1988) *One Thousand Years of Turkish Carpets*, Istanbul.

Atsız (ed.) (1967) *İstanbul Kütüphanelerine Göre Ebussuud Bibliyografyası*, İstanbul.

Ayhan, A. (1997) *Balıkesir ve Çevresinde İskân Hareketleri*, Ankara.

Ayhan, A. (1999) *Balıkesir ve Çevresinde Yörükle, Manavlar, Çepnile, Türkmenler, Muhacirler ve Pomaklar*, Balıkesir.

Bailey, F. E. (1942) *British Policy and the Turkish Reform Movement : A Study in Anglo-Turkish Relations 1826-1853*, Cambridge, Mass.

Barkan, Ö. L. (1940) Türk Toprak Hukuku ve Tarihinde Tanzimat ve 1274 (1858) Tarihli Arazi Kanunnamesi, *Tanzimat* 1, İstanbul, 321 - 421.

Barkan, Ö. L. (1943) *XV. ve XVIncı asırlarda Osmanlı İmparatorluğunda Ziraî Ekonominin Hukukî ve Malî Esasları, Birinci cilt Kanunlar*, İstanbul.

Barkan, Ö. L. (1957) Essai sur les données statistiques des registres de recensement dans l'Empire Ottoman aux XVe et XVIe siècles, *JESHO* 1(1), 9 - 36

- Barkan, Ö. L. (1967) Kanun-Nâme in : *İslam Ansiklopedisi* 6, 185 – 196.
- Barkan, Ö. L. (1970) Research on the Ottoman Fiscal Surveys, in : M. A. Cook (ed.), *Studies in the Economic History of the Middle East*, London, 163 – 171.
- Dulkadir, H. (1997) *İçel' de Son Yörükler : Sarıkeçililer*, Mersin.
- Düzdağ, M. E. (1972) *Şeyhülislâm Ebussuûd Efendi Fetvaları : Işığında 16. Asır Türk Hayatı*, İstanbul.
- 江川ひかり (1993) オスマン帝国における国有地制度『イスラエル占領地情勢の研究』財団法人中東調査会, 90 – 100.
- 江川ひかり (1995 a) 書評 加藤博著『私的土地所有権とエジプト社会』『歴史学研究』659, 62 – 64.
- 江川ひかり (1995 b) オスマン帝国における国家的土地所有原則の形骸化と法的存続『現代中東研究』15, 財団法人中東経済研究所, 3 – 14.
- 江川ひかり (1995 c) タンズィマート改革期におけるトルコ農村社会 —— 土地法改正と行政・税制改革『オリエント』38 (1), 61 – 78.
- 江川ひかり (1997) タンズィマート改革と地方社会 —— 1840 年のバルケシル郡『資産台帳』にみる土地「所有」状況を中心に『東洋学報』財団法人東洋文庫, 79 (2), 01 – 029.
- 江川ひかり (1998) 19 世紀中葉バルケシルの都市社会と商工業 —— アバ産業を中心に『お茶の水史学』, 42, 1 – 42.
- 江川ひかり (2001) 「近代」に直面する遊牧民 —— ヤージュ・ベディルの事例から (口頭発表) 東洋史研究大会, 京大会館 (11 月 3 日).
- Egawa, H. (2004) Balıkesir : A Rural City in Social Economic Change, in : Hayashi, K. & M. Aydın (eds.), *The Ottoman State and Societies in Change*, London • New York • Bahrain, 107 – 139.
- 江川ひかり (2005) 19 世紀オスマン帝国における遊牧民と土地 —— ヤージュ・ベディルの事例を中心に (口頭発表) 第三十回早稲田大学東洋史懇話会大会 (2005 年 3 月 26 日)
- Egawa & Şahin (2002) The Yağcı Bedir Yürüks, *AJAMES* (『日本中東学会年報』) 17 –1, 21 – 31.
- Egawa & Şahin (forthcoming) *Yağcı Bedir Yörükleri*, İstanbul.
- Erdönmez, C. (1999) Tanzimat Devrinde Aşiretlerin İskân Politikası, *Süleyman Demirel Üniversitesi Fen-Edebiyat Fakültesi Sosyal Bilimler Dergisi* 4, Isparta, 239 – 264.
- Halaçoğlu, Y. (1973) Fırka-i İslâhiye ve Yapmış Olduğu İskân, *Tarih Dergisi* 27, İstanbul, 1 – 17.
- Halaçoğlu, Y. (1991) *XVIII. Yüzyılda Osmanlı İmparatorluğu'nun İskân Siyaseti ve Aşiretlerin Yerleştirilmesi* (rep ed) (1. baskı 1988), Ankara.
- Hayashi & Aydın (eds.) (2004) *The Ottoman State and Societies in Change*, London • New York • Bahrain.
- Huart, C. (*Et*¹) Abu'l-Su'ûd, *Encyclopaedia of Islam*, 1 st version (rep ed), 1, 108.
- İl Yıllığı* (1973) *Cumhuriyetin 50nci Yılında Balıkesir 1973 İl Yıllığı*, İstanbul.
- İlmiyye* (1998) *İlmiyye Sâlnâmesi* (rep ed) (1. baskı 1916), İstanbul.
- İnalçık, H. (1993) The Yürüks: Their Origins, Expansion and Economic Role, *The Middle*

- East and the Balkans under the Ottoman Empire*, Bloomington, 97 – 136.
- Karakeçililer* (1999) *Türk Kültüründe Karakeçililer : Uluslararası Bilgi Şöleni Bildirileri* (3 Haziran 1999 –Şanlıurfa), Atatürk Kültür Merkezi Başkanlığı, Ankara.
- 加藤 博 (1993) 『私的土地所有権とエジプト社会』創文社.
- 加藤 博 (1995) 『文明としてのイスラム』東京大学出版会.
- 加藤 博 (2002) 『イスラム世界論——トリックスターとしての神』東京大学出版会.
- 加藤 博 (2005) 『イスラム世界の経済史』NTT 出版.
- Köylerimiz* (1928) Son Teşkilât-ı Milkiyede Köylerimizin Adları, İstanbul.
- Köylerimiz* (1946) Türkiye de Meskûn Yerler Kılavuzu 1, Ankara.
- Kütükoğlu, M. S. (haz.) (1983) *Osmanlılarda Narh Müessesesi ve 1640 Tarihli Narh Defteri*, İstanbul.
- Kütükoğlu, M. S. (1995) Osmanlı Sosyal ve İktisâdi Tarihi Kaynaklarından *Temettü Defterleri*, *Belleten* 59/ 225, 395 – 412.
- 松原正毅 (1983 a/b) 『遊牧の世界——トルコ系遊牧民ユルックの民族誌から』(上下) 中公新書 683/ 684.
- 松原正毅 (1990) 『遊牧民の肖像』角川書店.
- 松原正毅 (2005 a) 序論——ユーラシア史の構築にむけて 松原正毅・小長谷有紀・楊海英編著 『ユーラシア草原からのメッセージ——遊牧研究の最前線』平凡社, 11 – 31.
- 松原正毅 (2005 b) シンポジウム「ユーラシアにおける遊牧民の歴史的役割」記念講演, 国立民族学博物館 (2005年3月18日).
- 三沢伸生 (1989) オスマン朝の検地帳に見える遊牧民——1560年付マラティヤ県明細帳の分析『アジア・アフリカ言語文化研究』38, 1 – 29.
- 三浦徹・岸本美緒・関本照夫編 (2004) 『イスラーム地域研究叢書 4 比較史のアジア——所有・契約・市場・公正』東京大学出版会.
- Mutaf, A. (1995) *Salnâmelerde Karesi Sancağı (1847-1922)*, Balıkesir.
- 永田雄三 (1977) 16世紀トルコの農村社会——1531年付サルハン県「検地帳」の分析の試み『東洋学報』58 (3・4), 41 – 71.
- 永田雄三 (1984) 歴史上の遊牧民——トルコの場合, 永田雄三・松原正毅編 『イスラム世界の人びと 3—牧畜民』東洋経済新報社, 183 – 214.
- 永田雄三 (1986) 歴史のなかのアーヤーン——19世紀初頭トルコ地方社会の繁栄『社会史研究』7, 81 – 162.
- 永田雄三 (1991) 〈報告〉オスマン帝国における国家的土地所有原則の衰退——チフトリキ型大土地所有の発展『歴史学研究』618, 37 – 41
- 永田雄三 (1995) 書評 加藤博著『私的土地所有権とエジプト社会』『史学雑誌』104 (1), 99 – 111.
- Nagata, Y. (1997) *Tarihte Ayanlar : Karaosmanoğullar Üzerinde Bir İnceleme*, Ankara.
- 永田雄三 (1998) 暮らしのなかのオスマン帝国 永田雄三 / 羽田正著 『世界の歴史 15 成熟のイスラーム社会』中央公論社, 17 – 240.

- 永田雄三 (1999) 商業の時代と民衆 —— 「イズミル市場圏」の変容と民衆の抵抗 『岩波講座世界歴史 15 商人と市場』岩波書店, 235 - 261.
- 永田雄三 (2005) 18世紀トルコの地方名士ハジ・ムスタファ・アガに関する新史料 『明治大学人文科学研究所紀要』56, 167 - 184.
- Orhonlu, C. (1987) *Osmanlı İmparatorluğunda Aşiretlerin İskânı*, İstanbul.
- 愛宕あもり (2003) ハラージュ地の土地所有権について —— アブ・ユースフとハッサーフの場合 『関西アラブ・イスラム研究』3, 33 - 41.
- Quataert, D. (1994) The Age of Reforms, 1812 - 1914, in: D. Quataert & H. İnalcık (eds.), *An Economic History of the Ottoman Empire 1300-1914*, Cambridge, 759 - 943.
- Refik, A. (1989) *Anadolu'da Türk Aşiretleri (966-1200)*, İstanbul (rep ed) (1. baskı 1930).
- 佐藤次高 (1999) イスラーム国家論 —— 成立としくみと展開 『岩波講座世界歴史 10 イスラーム世界の発展』岩波書店, 3 - 68.
- 佐藤次高 (2004) 『イスラームの国家と王権』岩波書店.
- Schacht, J. (*Et*?) Abu'l-Su'üd, *Encyclopaedia of Islam*, 2nd version, 1, 152.
- Su, K. (1938) *Balıkesir ve Civarında Yürük ve Türkmenler*, İstanbul.
- 杉島敬志編 (1999) 『土地所有の政治史 —— 人類学的視点』風響社.
- Şahin, İ. (1997) Review of Recent Studies on the Nomads (Yürüks) in the Ottoman Empire, *Asian Research Trends* 7, The Center for East Asian Cultural Studies for Unesco, The Toyo Bunko, 139 - 152.
- Şahin, İ. (1999) Göçebeler, *Osmanlı* 4, Ankara, 132 - 141.
- Şahin, İ. (2002) Anadoluda Oğuzlar, *Türkler* 6, Ankara, 246 - 259.
- 多田 守 (2005) 15 - 16世紀の Göynük 郡 『西南アジア研究』62, 24 - 49.
- Takamatsu Y. (2004) Ottoman Income Survey (1840 - 1846), in: Hayashi K. & M. Aydın (eds.), *The Ottoman State and Societies in Change*, London • New York • Bahrain, 15 - 45.
- Tanpınar, A. H. (1941) Ahmet Vefik Paşa, *İslâm Ansiklopedisi* 1, İstanbul, 207 - 210.
- Türkay, C. (2001) *Başbakanlık Arşivi Belgeleri'ne Göre Osmanlı İmparatorluğu'nda Oymak Aşiret ve Camâatlar* (rep ed) (1. baskı 1979), İstanbul.
- Yörükler (2000) *Anadolu'da ve Rumeli'de Yörükler ve Türkmenler Sempozyumu Bildirileri (14 Mayıs 2000 - Tarsus)*, Kültür Bakanlığı Hagem/Halk Kültürlerini Araştırma ve Geliştirme Genel Müdürlüğü, Ankara.
- 渡辺公三代表 (2005) 『生活世界とりわけ土地との関係をめぐる伝統的法体系と外来法体系の葛藤 —— 共生の可能性と限界の研究』(科学研究費補助金基盤研究 (B) (2) 課題番号 14310150 (研究代表者 渡辺公三 立命館大学).
- 柳橋博之 (1998) 『イスラーム財産法の成立と変容』創文社.